

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項（同法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 31 年 3 月 19 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープさっぽろ 中の島店
所在地 札幌市豊平区中の島一条四丁目 7-1
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 生活協同組合コープさっぽろ
住所 札幌市西区発寒十一条五丁目 10 番 1 号
代表者 代表理事 大見 英明
氏名 高橋 松枝
住所 札幌市豊平区中の島一条四丁目 7 番 5 号
- (3) 変更しようとする事項
ア 店舗面積（変更前）1,912^m2（変更後）3,644^m2
イ 駐車場の収容台数（変更前）40 台（変更後）85 台
ウ 駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）別紙配置図のとおり、30 台
（変更後）別紙配置図のとおり、81 台
エ 荷さばき施設の位置及び面積
（変更前）別紙配置図のとおり、36^m2
（変更後）別紙配置図のとおり、51^m2
オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（変更前）別紙配置図のとおり、28^m3
（変更後）別紙配置図のとおり、60^m3
カ 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）別紙届出書のとおり（変更後）別紙届出書のとおり
キ 駐車場利用可能時間帯
（変更前）午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
（変更後）午前 6 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
ク 駐車場の出入口の数及び位置
（変更前）入口 1 箇所、出口 1 箇所、別紙配置図のとおり
（変更後）出入口 4 箇所、別紙配置図のとおり
- (4) 変更する年月日
平成 31 年 10 月 13 日
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項（参考）
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

2 届出年月日 平成 31 年 3 月 13 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 平成 31 年 3 月 19 日～平成 31 年 7 月 19 日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
（午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く）
なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成 31 年 7 月 19 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。